

第2弾

新型コロナウイルス感染症対策



埼玉県中小企業・ 個人事業主追加支援金



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県では、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置期間の延長に伴い、厳しい経営状況に置かれている、県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた追加支援を行います。

申請期間

令和2年6月1日(月)～令和2年7月17日(金)

支給額

10万円／1事業者

主な支給要件（下線部は第1弾（4月8日～5月6日休業分への支援金）との違い）

- 1 埼玉県内に本社を有する中小企業又は個人事業主であること。
- 2 令和2年4月7日以前から、必要な許認可を取得の上、事業活動を行っていること。
- 3 2019年（法人の場合は前事業年度）の月平均売上げが15万円以上あること。
※2019年（法人の場合は前事業年度）の確定申告書を提出していない場合や開業（法人設立）後間もない場合は、特例措置があります。詳しくは申請要領をご確認ください。
- 4 令和2年5月12日から5月31日までの間に16日以上、県内の事業所を休業していること。

※休業日数については、次のとおり弾力的に取り扱います。

- (1) 定休日・臨時休業日や売上げがなかった日は「1日休業」として取り扱う。
- (2) 営業時間の短縮をした日や店内営業を行わず、デリバリーやテイクアウトサービスのための営業とした日は「0.5日休業」として取り扱う。

申請方法

電子申請

* 郵送でも申請できますが、感染拡大防止のため、電子申請にご協力をお願いします。

○申請方法等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/coronashientsuika.html>



【埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金に関するお問合せ】

中小企業等支援相談窓口 電話：0570-000-678又は048-830-8291